

## 西宮市における空家等の適正管理の促進に関する協定書

西宮市（以下、「甲」という。）と、公益社団法人西宮市シルバー人材センター（以下、「乙」という。）は、西宮市内の空家等の適正管理を促進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力し、所有者等による空家等の適正管理を促進することにより、空家等が管理不全な状態になることを防止し、市民が安全で住みやすい住環境の維持向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）空家等 市内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- （2）管理不全な状態 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態若しくはその他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態又は放置することによりこれらの状態に該当することとなるおそれのある状態をいう。
- （3）所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

（連携・協力事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- （1）空家等の適正管理の促進に関すること。
- （2）空家等の所有者等に対する空家等対策の周知・啓発に関すること。
- （3）空家等対策に係る必要な情報の共有に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、空家等の対策に必要な事項に関すること。

（甲が行う業務）

第4条 甲は、次に掲げる業務を行う。

- （1）空家等の所有者等から空家等の適正管理について相談を受けた場合における乙の空家等管理に関する業務の紹介
- （2）市政ニュース、市のホームページその他の方法による、乙が行う空家等管理に関する業務のPR
- （3）その他第1条の目的を達成するために必要な業務

（乙が行う業務）

第5条 乙は、実施可能な範囲で、空家等の所有者等と契約し、次に掲げる業務を行う。

- （1）空家等の見守り・点検（建物の外観（破損状況含む）及び敷地の雑草・樹木の状況確認）

（2）その他、乙が受託できる一般作業（清掃等）及び一般管理業務

2 乙は、前項の業務に係る受託件数等の統計情報及びその他の活動中に得た管理不全な状態で危険な空家等と思われる建物の位置情報について、必要に応じて適宜、法令等に抵触しない範囲で甲に提供するものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく業務を通じて知り得た個人情報等について法令等に基づき、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、適切に管理するとともに、本協定の目的以外に使用し、または第三者に漏らしてはならない。ただし、事前に所有者等の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙のいずれからも本協定に関し解除の申し出がないときは、満了の翌日から1年間協定を継続することとし、以後も同様とする。

（協定の見直し及び解除）

第8条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

2 甲又は乙は、相手方が法令又は本協定に反すると認めたときは、前条の期間中であっても、本協定を解除することができる。期間途中で本協定を解除する場合は、解除の日の1か月前までに甲及び乙のいずれかが申し出を行うものとする。

（疑義の決定）

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年2月13日

甲 兵庫県西宮市六湛寺町10番3号  
西宮市  
西宮市長 石井 登志郎

乙 兵庫県西宮市青木町2番5号  
公益社団法人 西宮市シルバー人材センター  
理事長 金井 良碩